

第2章

通達の規定ぶりを整理 非上場株式の評価に係る 税務上の取扱いと留意点

KPMG 税理士法人

KPMG 税理士法人

KPMG 税理士法人

KPMG 税理士法人

正路

出口

太田

晃

勝

将善

はじめに

法人が保有する非上場株式につき時価算定が必要となるケースとしては主に次のケースが考えられる。

譲渡・取得のケース、減損会計に伴う減損損失の計上が必要なケース、連結納税開始時または加入時の時価評価対象資産に該当するケース、非適格組織再編を行うケース等

これらのケースにおいて非上場株式の時価は実務上どのような評価方法により算定されているのか、税法上はどのような評価方法が採られているのかを解説し、非上場株式の取引における基本的な課税関係を整理する。

時価とは

独立した第三者間で非上場株式の取引を行う場合、取引合意に至るまでには売り手側、買い手側でデューデリジェンス等が行われ、法人税基本通達に基づく評価方法による価額算定というよりは、後述する一般的な評価理論に基づく評価方法により計算された価額をもとに、それぞれの経済事情等を考慮し価格交渉が行われている。特に租税回避等の意図もなく課税上弊害がなければこのように合意された取引価格が時価として税務上も是認されている。

しかしながら、非上場株式の取引は、第三者間取引だけではなく、グループ会社間などの関係者間取引も

多く行われる。こうした関係者間取引では、第三者間取引と異なり、売り手側と買い手側との間で交渉による価格決定プロセスを経ないで取引価格が成立する場合もあり、税務上、取引価格についてトラブルを生ずることも珍しくない。そこで、こうした税務上のトラブルを回避するために、法人税基本通達による評価方法を基準に取引価格を決定することが実務上広く行われている。

法人税基本通達に基づく非上場株式の評価方法

グループ会社間といった関係者間取引を前提とした場合、法人税基本通達による評価方法とは、具体的に

(図表1) 法人税基本通達9-1-13(上場株式以外の株式の価額)

- (1) 売買実例のあるもの：過去6カ月間における売買価額のうち適正と認められるものの価額
- (2) 公開途上にあるもの：金融商品取引所の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価額等を参酌して通常取引されると認められる価額
- (3) 売買実例がなく、その会社と事業の種類、規模・収益の状況等が類似する他の会社の価額があるもの：当該類似会社の価額に比準して推定した価額
- (4) 上記(1)~(3)以外：1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

は法人税基本通達9-1-13および9-1-14に定める評価方法を用いる。本通達は、本来資産の評価換えによる評価損の損金算入(法第33条)に係る通達ではあるものの、非上場株式の評価については、本来の評価損計上の局面に限らず、実務上売買取引の局面においても採用されている。

まず、非上場株式の評価方法の原則として、法人税基本通達9-1-13において図表1のように定められている。

非上場株式については、そもそも